

UBS SuMi TRUST 信託ウェビナー

民事信託の動向と実務のポイント

2021年11月

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

民事信託の動向と実務のポイント

2021年11月

三井住友信託銀行 特別理事
プライベートバンキング企画推進部
成年後見・民事信託分野専門部長
中央大学研究開発機構 機構教授
博士(法学) 八谷 博喜

目次

【第一部】

I. 認知症と成年後見制度・・・・・・・・・2

1. 健康寿命・認知症問題を考える
2. 将来に備えた対策
3. 成年後見制度について
4. 法定後見制度について
5. 任意後見制度について
6. どこに相談したらいいの
7. 成年後見制度の留意点
8. 不動産など資産が多岐にわたる場合は更に注意
9. 民事信託（家族信託）とは
10. 民事信託（家族信託）の特徴

II. 成年後見制度と民事信託の比較・・・・・・13

1. 成年後見制度と民事信託の比較①～③
2. 成年後見制度、民事信託等の財産保護範囲の比較
3. 各種制度・商品の費用目安

【第二部】

III. 信託の基礎・・・・・・・・・21

1. 信託とは
2. 信託における主な登場人物
3. 信託財産
4. 受託者の義務
5. 信託の倒産隔離機能

IV. 相談案件からみる民事信託活用事例・・・・・・27

- 事例. 典型的な後見代替型・遺言代替型の信託
- 事例. 独り暮らしの親の実家の管理のための信託
- 事例. 高齢者アパートオーナーの資産管理のための信託
- 事例. 障がいを持つ家族に財産を残すための信託
- 事例. 信託の活用(株式承継)(1) ～創業家が保有する株式～
- 事例. 信託の活用(株式承継)(2) ～生前贈与型～
- 事例. 信託の活用(株式承継)(3) ～遺言代用型～
- 事例. 信託の活用(株式承継)(4) ～受益者連続型～

V. まとめ・・・・・・・・・36

【第一部】

I. 認知症と成年後見制度

I -1. 健康寿命・認知症問題を考える

—晩年の10年は、日常生活に支障—

医療技術の進歩や健康志向の高まりを受け、日本人の平均寿命は伸びています。

その一方で、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」を意味する「健康寿命」は平均寿命より約10年も短いのが実状です。

—認知症700万人時代がすぐそこに—

日本における認知症の人数が急増しています。

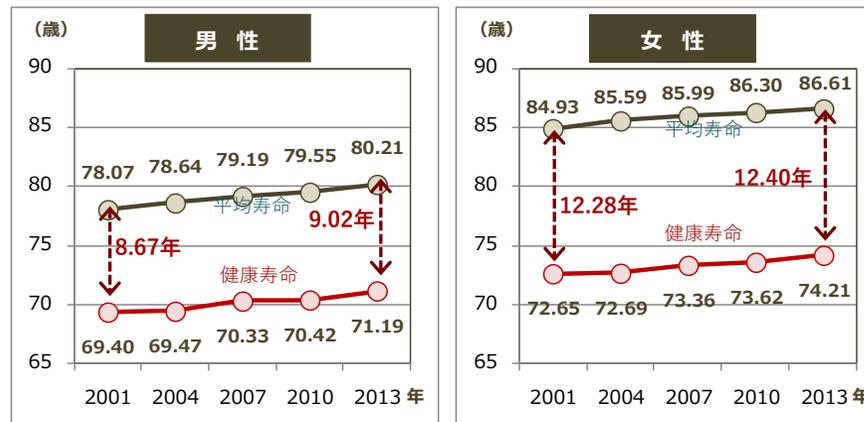
厚生労働省の試算によれば、2025年には認知症の人の数は約700万人前後になり、実に65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になることが見込まれています。

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるものですが、ご本人にとってもご家族にとっても老後の大きな不安の1つとなっています。

要介護（支援）状態や認知症になると、財産の管理やその活用もままならなくなります。

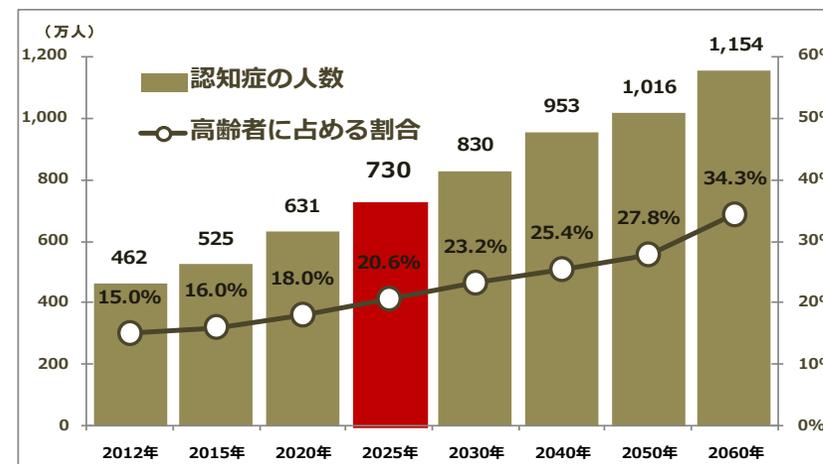
今後は心身ともにお元気なうちから、将来に備え、あらかじめどのような対応をとっておくか、また、相続や財産承継に対してどのような対策を行っておくべきかを考えておく必要があります。

平均寿命と健康寿命の推移



(出所) 厚生労働省『厚生労働白書（平成28年度版）』

認知症患者の将来推計（各年齢の認知症有病数が上昇する場合の推計）



(出所) 厚生労働省『認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）』

1-2. 将来に備えた対策

— 認知症になると財産管理は難しくなる —

認知症などの理由で判断能力が不十分になると、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、振り込め詐欺や悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

判断能力の低下で困ること・・・

預貯金の引き出し・銀行振り込み

住まいの契約・管理・更新手続き

老人ホーム等への入居手続き

賃貸用アパートの管理・修繕（オーナーの場合）

介護保険手続き・介護サービスの契約・手配

入院の契約・病院への支払い

不動産の売却

遺産分割の話し合い・相続財産の名義変更

振り込め詐欺や悪徳商法被害



判断能力が十分でない方

成年後見制度の活用

身上監護・財産管理について、自身の代わりにさまざまな手続き（法律行為）を行い、生活をサポートしてくれる人が必要。



後見人等

援助者として、本人が不利益を被らないように、本人の財産や生活を守るための必要なサポートを実施

I-3. 成年後見制度について

— 成年後見制度とは —

認知症などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について**本人の権利を守る援助者**（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

— 成年後見制度の種類 —

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

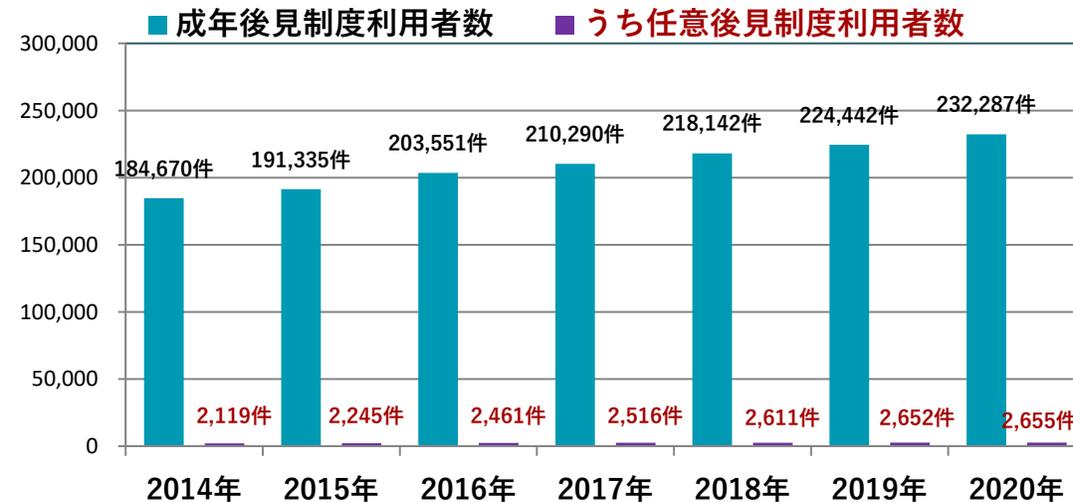
判断能力が不十分になる「前」か「後」で利用できる制度が異なります。



— 成年後見制度の利用状況 —

右の表は、2014年～2020年までの成年後見制度（法定後見・任意後見）の年末時点の利用者数の推移です。

全体的に見て成年後見制度を利用する人が年々増えていることがわかります。



（出所）最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況』より当社作成

I-4. 法定後見制度について

—法定後見制度とは—

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」を利用することができます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

< 3種類ある法定後見制度 >

| | | 後見（こうけん） | 保佐（ほさ） | 補助（ほじょ） |
|-----------|---------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる方 | | 判断能力が 全くない方 | 判断能力が 著しく不十分な方 | 判断能力が 不十分な方 |
| 申立てができる方 | | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など | | |
| 成年後見人等の権限 | 必ず与えられる権限 | ● 財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く） | ● 特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） | — |
| | 申立てにより与えられる権限 | — | ● 特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の法律行為（※3）についての代理権 | ● 特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の法律行為（※3）についての代理権 |

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
 ※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。
 ※3 民法13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

（出所）家庭裁判所『成年後見制度一詳しく知っていただくために』より当社作成

I-5. 任意後見制度について

— 任意後見制度とは —

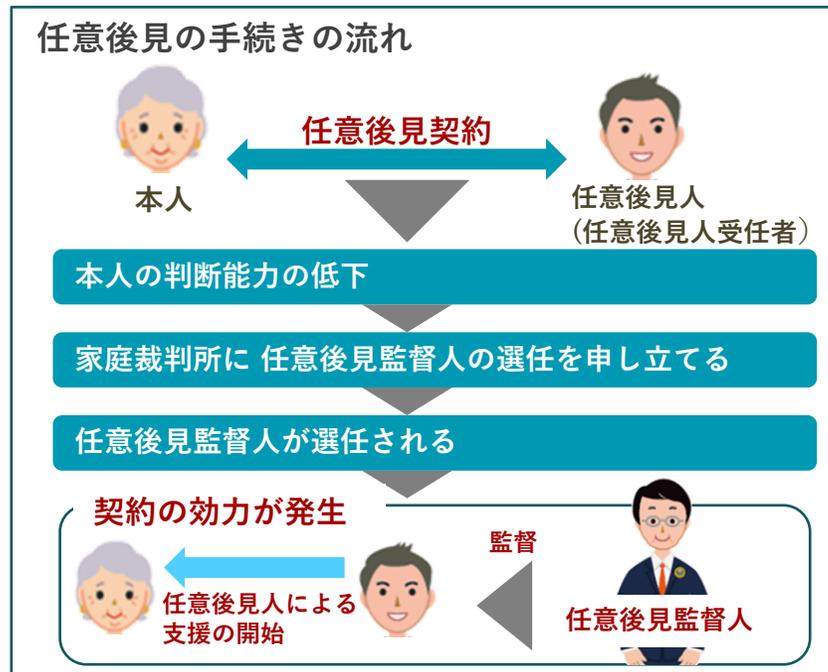
任意後見制度は、**本人に十分な判断能力があるうちに**、将来、判断能力が不十分な状態になってしまう場合に備えて、**あらかじめ自らが選んだ代理人**（＝「任意後見人」）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（**任意後見契約**）を、**公証人**の作成する「**公正証書**」によって結んでおくものです。

**自分の老後は、自分の選んだ人に託したい。
そんな方におすすめなのが、任意後見制度です。**

— 判断能力低下したら契約の効力が発生 —

任意後見契約締結後、将来、実際に本人の判断能力が低下した場合に、**家庭裁判所によって「任意後見監督人」が選任されることで、はじめて任意後見契約の効力が生じます。**

この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。



1-6. どこに相談したらいいの

—成年後見制度についてのお問い合わせ先—

各市町村の 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、市町村が設置している高齢者の暮らしや介護をサポートする公的機関。全国で約4,300カ所（支所等を含めると7,000カ所以上）が設置されている最も身近な相談場所です。

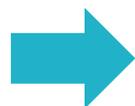
各種専門家団体

弁護士・税理士・司法書士など成年後見に関わる専門家団体においても、ご相談が可能です。

成年後見制度を利用を検討する方への専門家団体のご紹介サービス

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関するご相談や、その利用を希望されるお客さまの各士業関係団体への取り次ぎを行っています。

成年後見制度に関する
相談ニーズ・利用ニーズのあるお客さま



三井住友信託銀行



各種士業団体

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

弁護士会（9弁護士会）

第一東京・第二東京・東京・神奈川県・埼玉・愛知県・大阪・京都・兵庫県の各弁護士会

税理士会

全国13の税理士会および日本税理士会連合会

1-7. 成年後見制度の留意点

— 成年後見制度といっても万全ではない —

成年後見制度は判断能力が不十分となった人の財産や権利を保護するための制度ですが、実はこの制度を利用することで生じる問題点・デメリットもあります。



① 親族以外の後見人がつくことがある

- 法定後見では、成年後見人等を誰にするかは家庭裁判所が決定。申立ての際に親族を希望していても、実際に親族が選ばれると限りません（不正の9割以上が親族後見人によるものであり、家庭裁判所も慎重になってきているためです）。
- また、法定後見において、仮に希望どおり親族が後見人に選任されても、保有資産額が相応に多い場合、後見人の活動をチェックする親族以外の「後見監督人」を付けられるケースが増加しています。
- 確実に親族を後見人にしたい場合は、判断能力が十分なうちに「任意後見」を利用する必要があります（ただし、制度上かならず任意後見監督人がつきます）。

② 簡単にはやめられない

- 法定後見の場合：判断能力が完全回復するか、本人が亡くなるまで利用し続けなくてはなりません。
- 任意後見の場合：任意後見契約の発行前（＝任意後見監督人選任前）は解除が可能。ただし、公証人の認証が必要。

③ 亡くなるまでコストがかかる（ランニングコスト）

- 成年後見制度を利用する際、申立てや専門家に依頼するコストが発生しますが、見落としがちなのが利用後に継続的に発生するランニングコストです。

| 管理財産額 (預貯金・有価証券等流動資産の合計額) | | 基本報酬額 | | |
|------------------------------|---------|--------------|--------------|--------------|
| | | 1千万円以下 | 1千万円超～5千万円以下 | 5千万円超 |
| 成年後見 | 成年後見人 | 月額2万円 | 月額3～4万円 | 月額5～6万円 |
| | 成年後見監督人 | 月額1～2万円 | | 月額2.5～3万円 |
| 任意後見 | 任意後見人 | (当事者間の契約による) | (当事者間の契約による) | (当事者間の契約による) |
| | 任意後見監督人 | 月額1～2万円 | | 月額2.5～3万円 |

東京家庭裁判所の場合

I -8.不動産など資産が多岐にわたる場合は更に留意

—成年後見人は「本人」の財産と権利を守るためにある支援制度—

成年後見が開始されると、成年後見人等は判断能力が不十分な本人のために、介護ペルパーの手配など生活に必要なさまざま契約や支払いなどの法律行為を、本人の代わりに行ってくれます。本人が老後を安心して過ごしていくためにはこれで十分です。

—不動産など資産が多岐にわたる場合は成年後見制度に加え、その他の方法も検討—

成年後見人は、法律上の代理人ではありますが、本人がもしも判断能力が十分であった場合に行ったであろうということまで推測して、代わりに実行してくれるわけではありません。

あくまで成年後見人の仕事は、本人の安心・安全な生活を守ることが使命であり、相続人に財産を多く残すために一般に行われているような**相続税対策を行うことはできませんし、資産も塩漬けになってしまいます。**

成年後見人が原則できないこと

- 生前贈与 ●アパートの建設・建替え（それに伴う借入れ） ●不動産の入替（購入・処分）
- 資金運用（株式・投資信託等への投資） ●死亡保険金を目的とする保険契約 ●遺言（死因贈与契約も） など

本人の生活のための法律行為を代理してもらう成年後見制度の利用に加えて、受け継いだ財産、築き上げた財産を、管理し有効活用し場合によっては処分することができるよう、その他の方法も検討する必要があります。

そこで、最近注目を集めているのが、親族など信頼できる人に、あらかじめ特定の財産の運用・処分をまかせる「民事信託（家族信託）」です。

I-9.民事信託（家族信託）とは

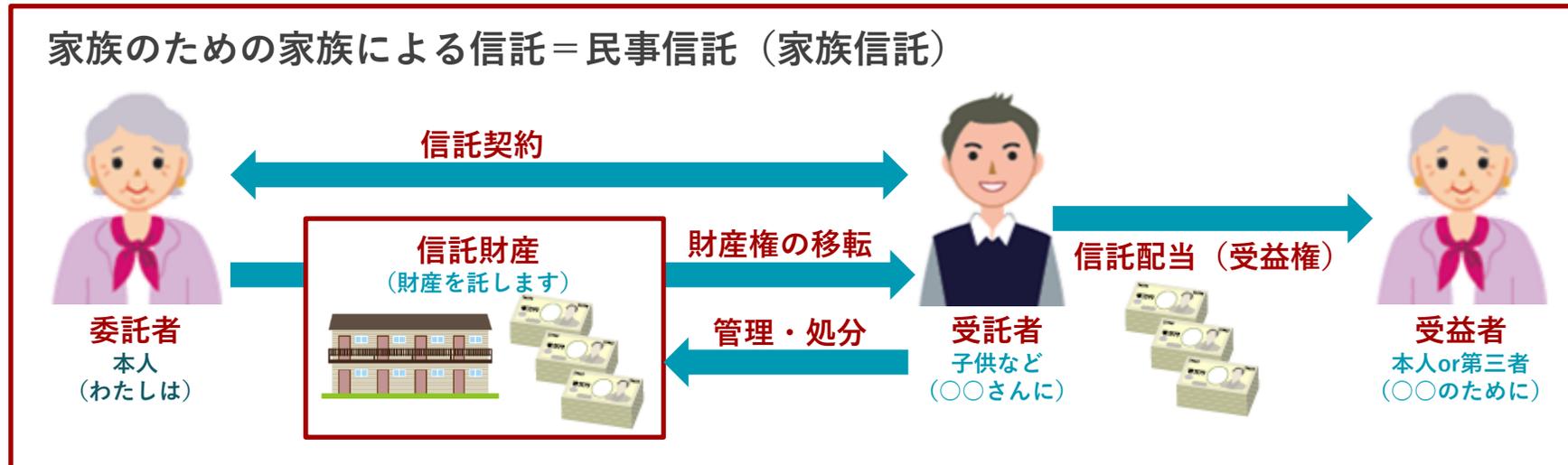
—信託とは、信頼がおける人に財産を託す仕組み—

信託とは、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度です。

| | |
|----------|------------|
| ①わたしは | (委託者) |
| ②〇〇さんに | (受託者) |
| ③〇〇のために | (信託目的・受益者) |
| ④財産を託します | (財産権の移転) |

—民事信託とは—

信託は、これまで信託銀行が受託者となってビジネスとして行う「商事信託」として発展してきました。平成18年の信託法改正によって今まで以上に活用の幅が広がり、「親族等が受託者」となりビジネスとして行わない「民事信託（家族信託）」が、高齢者の財産管理手法の一つとして注目を集めるようになりました。



I -10. 民事信託（家族信託）の特徴

—成年後見制度と民事信託（家族信託）の比較—

1 即時スタート・数世代にわたる財産管理が可能

- 成年後見は、判断能力が「低下した後」から本人が亡くなるまでの「一代限り」の財産管理制度。
- 民事信託は、判断能力がある時に信託契約を締結することで、「**即時に**」信頼できる親族に財産管理を託すことが可能。
- また、契約の仕方により、自分が亡くなった後の**数世代にわたる長期の財産の承継方法を指定することもできます**（後継ぎ遺贈型受益者連続信託）。

2 相続税対策を含む柔軟な財産の管理・活用が可能

- 成年後見制度は、法定後見・任意後見のいずれであっても、家庭裁判所等の関与・監督を通じた制約を受けます（メリットでありデメリット）。
- 民事信託は、家族の間の信頼を基礎とした財産管理スキームであり、本人の希望に沿っていれば、**相続税対策や有効活用、将来の財産処分、余裕資金の積極運用なども可能**（柔軟な設計ができる）。

3 ランニングコストと初期コスト

- 成年後見制度は、後見人や監督人に就任してもらう際の専門職への報酬が、本人が亡くなるまで発生（長生きリスク）。
- 民事信託の場合、信託の仕組みを導入する際に専門家（法律・税務等の専門家）のサポートを受けるので初期費用は相応に発生しますが、**家族間で完結する場合は信託スタート後は、あえて受託者の報酬を設定するケースを除き、原則として報酬は発生しません。**

II.成年後見制度と民事信託の比較

1. 成年後見制度と民事信託の比較①～③
2. 成年後見制度、民事信託等の財産保護範囲の比較
3. 各種制度・商品の費用目安
(資料) 三井住友信託銀行の財産管理パンフレット

II -1.成年後見制度と民事信託の比較①

| | 法定後見 | 任意後見 | 民事信託 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律 | 民法 | 任意後見契約に関する法律 | 信託法 |
| 制度目的 | ◎身上保護 | ◎身上保護 | × |
| | ◎財産管理 | ◎財産管理 | ◎財産管理 |
| | × 財産運用 (ドイツ：運用義務) | <u>△→○</u> 財産運用 (イギリス：ビジネスLPA) | <u>○</u> 財産運用 受託者 (裁量、指図) |
| 本人の能力 | 後見 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 | 契約締結時 任意後見契約を締結する能力が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 信託契約 (信託契約を締結する能力が必要) 遺言による信託、自己信託も同様 |
| | 保佐 精神上的の障害により事理を弁識する能力を著しく不十分である者 | ↓ | |
| | 補助 精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である者 | 効力発生時 精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である者 | |

II-1.成年後見制度と民事信託の比較②

| | 法定後見 | 任意後見 | 民事信託 |
|--------------|-----------|--------------------------|------------------------|
| 当事者及び 関係者 | 本人 = 被後見人 | 本人 | 委託者 |
| | 後見人等 | 任意後見人 | 受託者 |
| | 後見監督人等 | 任意後見監督人 | 受益者 |
| 本人の同意 | 不要（補助は必要） | 必要 | 信託監督人 受益者代理人 |
| 効力発生 | 必要 | 必要 | 必要 |
| 効力発生 | 家庭裁判所の審判 | 家庭裁判所の審判 (任意後見監督人の選任) | 信託契約の締結 (財産権の移転が重要) |
| 対象財産 | 全ての財産 | 財産を特定できる | 財産を特定する (信託財産) |

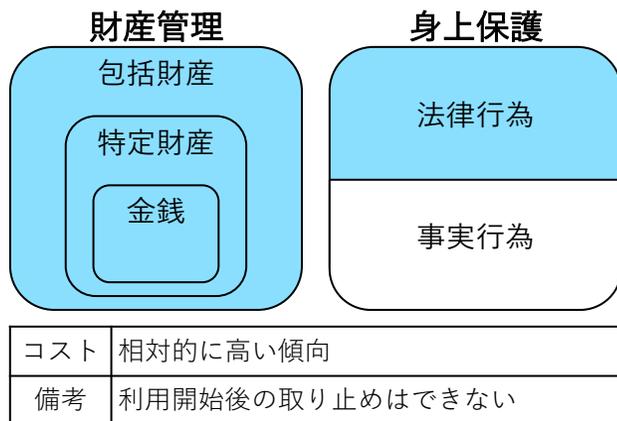
II -1.成年後見制度と民事信託の比較③

| | 法定後見 | 任意後見 | 民事信託 |
|---------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 財産の活用方法 | 本人の財産保護中心 (限定的) | 本人の財産保護中心 (限定的) | 本人信託意思による (柔軟) |
| 本人死亡 | 終了 | 終了 | 存続が原則 |
| 裁判所の関与 | 強い | 一定程度 (取消権等なし) | 裁判所の一般監督権は 現行法ではなし |

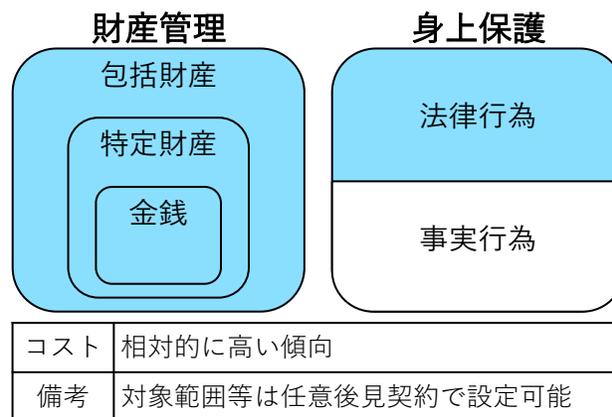
II-2. 成年後見制度、民事信託等の財産保護範囲の比較

- ✓ 何れの制度・商品が最適であるのかは、個々の案件のニーズによって異なる。
- ✓ 保護が必要な領域、経済力に応じたコスト感によって選択は異なってくる。

●法定後見制度



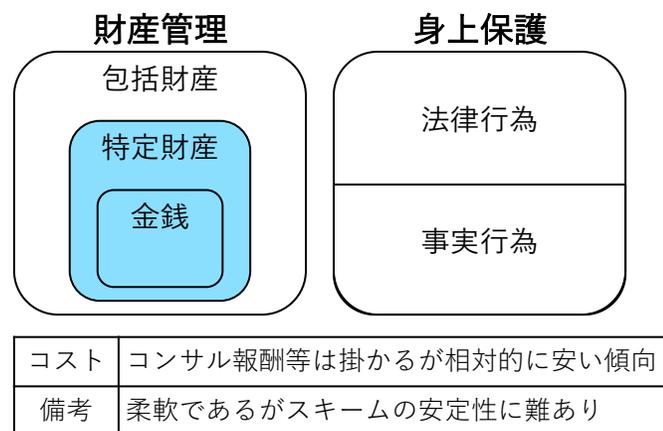
●任意後見制度



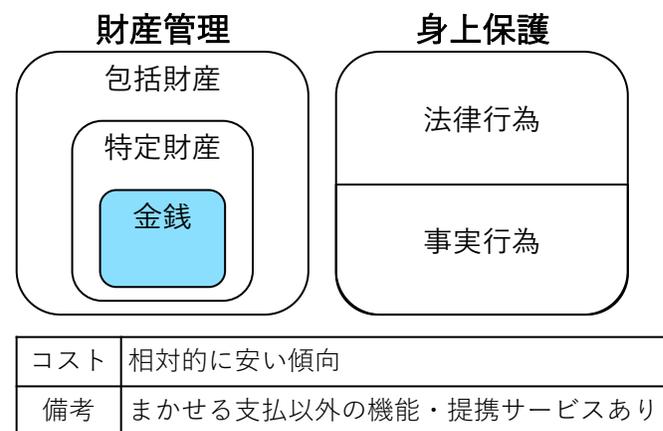
【例】

- ✓ 身上保護（法律行為）と財産管理の双方に重きを置き、自身で事前に支援者を指定しておきたいニーズであれば、任意後見が選択肢となる。このようなニーズは特定財産の管理のみを対象とした民事信託や100年パスポートでは対応できない。
- ✓ 反対に、預貯金の資金凍結のみを回避できれば後は親族が頼りになるような場合には、任意後見や成年後見は過剰であり、100年パスポートが検討される。

●民事信託（家族信託）



●100年パスポート（まかせる支払機能）



各制度・商品による保護の範囲

II-3.各種制度・商品の費用目安

留意事項

- ✓ 以下の表はあくまで目安のため、**実際の金額は個別のケースによってさまざま**。
- ✓ 包括的な財産管理と身上保護（法律行為）を対象とした成年後見制度に対し、信託は特定の財産の管理のみを対象としているため、**成年後見制度と信託の単純な金額比較は適切ではない**。
- ✓ なお、2019年3月、**最高裁判所は成年後見制度の報酬の算定方法を改定する考えを全国の家裁裁判所に通知**しており、今後は、業務の難易度に応じた金額体系へ変更していくことが議論されている。

| 区分 | | アップフロント費用（契約時等の費用） | ランニング費用（定期的に発生する費用） |
|--------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度 | 法定後見制度 (※A) (※B) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士費用（依頼する場合） 10～20万円前後 ・ 収入印紙・切手等 1万円弱 ・ 鑑定費用（必要な場合） 10～20万円 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人・保佐人・補助人 基本報酬 月額2～6万円 (※1) + 付加報酬 (※2) ・ 後見監督人・保佐監督人・補助監督人 月額1～3万円 (※3) |
| | 任意後見制度 (※A) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士費用 相場公表資料なし ・ 任意後見契約公正証書作成 2万円弱 (※4) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意後見受任者 月額3～5万円前後 (※5) ・ 任意後見監督人 月額1～3万円 |
| 信託 | 民事信託 (家族信託) | 最低報酬30万円程度 + 財産額比例の従量課金方式の料金体系の例が多い (※6) | 家族を受託者とする場合無報酬 |
| | 100年パスポート (まかせる支払機能) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託財産金額の1.0% (税別) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間管理報 年額6万円 (月額5千円相当) (税別) ・ 運用報酬 信託金の運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額 |

- ※A アップフロント費用については日本弁護士連合会「アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬のめやす」（2009.8）より多数回答を引用。ランニング費用については東京家庭裁判所・東京家庭裁判所立川支部「成年後見人等の報酬額のめやす」（平成25年1月1日）より引用。
- ※B 一定の要件のもとで、家庭裁判所への申立費用や後見人等に支払う報酬を自治体が助成する制度があります。
- ※1 管理財産額が1,000万円以内は月額2万円がめやす。1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円をめやすとする。
- ※2 成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合、上記基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加。また、成年後見人等が、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがある。
- ※3 通常の後見監督事務を行った場合、管理財産額が5,000万円以下の場合月額1万円～2万円、管理財産額が5,000万円を超える場合には月額2万5,000円～3万円。
- ※4 日本公証人連合会HP <http://www.koshonin.gr.jp/business/b02> 2019年7月アクセス
- ※5 日本弁護士連合会「アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬のめやす」（2009.8）の多数回答を引用。1,500万円の預貯金と年金の財産管理とこれを運用しての介護支援契約を依頼された場合。
- ※6 民事信託を取り扱う士業者群のHP記載の報酬体系を調査 2019年7月アクセス

三井住友信託銀行の財産管理パンフレット①

知っておきたい! 自分に合った財産管理の方法    

 三井住友信託銀行

財産管理に関する“想い”



- 財産管理を信頼できる**家族に任せたい**
- 家族のために、財産管理の**手続負担**を減らしたい
- 家族のために、財産管理の**費用負担**を減らしたい
- 財産管理のことで**家族が揉める**のは避けたい



- 介護や施設入居などの**契約手続き(身上保護)**を任せたい
- 不動産が多く**、修繕・売却や賃貸管理が心配
- 日常の資金管理が心配(**詐欺被害**に遭いたくない)
- 身の回りを任せる家族のために**十分な資金**を手当てしたい

財産管理に関する制度・商品の比較

| | |
|------------|---------------------------------------------------------|
| 成年後見制度 | 判断能力が不十分な方が不利益を被らないように、本人に代わって後見人等が本人のために財産管理や法律行為をする制度 |
| 民事信託(家族信託) | 資金や不動産等の財産をご家族など特定の方に信託し、管理・処分等を任せる仕組み |

| 成年後見申立ての動機1位 | | 成年後見制度 (法定後見・任意後見) | 民事信託 (家族信託) | 信託商品 (100年パスポート*) | 生命保険 (介護保障機能あり) | 任意代理 (委任による代理) |
|--------------|----------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|--------------------|------------------------|
| 管理対象 | 資金の管理 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ 金融機関毎に対応が異なる |
| | 不動産の管理 | ○ | ○ | × | × | △ 契約の内容による |
| 安心 | 身上保護 生活や療養・介護に関する法律行為 | ○ | × | × | × | × |
| | 詐欺被害防止 認知判断能力低下前からのそなえ | × | ○ | ○ | × | × |
| | 本人の権利を守り、 家族が揉めないための仕組み | ○ 裁判所や公的な 監督人がチェック | △ 信託監督人等を 置くことも可能 | ○ 当社が チェック | × | × |
| | 第三者チェック | | | | | |
| | 家族チェック | × | △ 信託監督人等を 置くことも可能 | ○ 設定しない ことも可能 | × | × |
| その他 | 開始時期 | 家庭裁判所の審判 | 当事者による契約等 | ご家族等の判断 あらかじめ指定が必要 | 支払事由に該当時 | 契約内容次第 診断書等が必要なケース有 |
| | 費用の相対感 一般的なケース | 高 | 中 士業者等の支援がないと困難 | 低 | 低 | 無 家族のみで対応と想定 |

このような方に
おすすめします



- 施設入居や医療・介護の契約(身上保護)に不安がある方
- 信託目的に応じた資金管理・不動産管理を行いたい方
- 家族が揉めないよう、安心して資金管理を行いたい方
- 介護や認知症の対応で、まとまった資金を家族に渡したい方
- 家族が揉める心配が全くなく、チェック不要で資金管理を任せたい方

*人生100年応援信託(100年パスポート)の変称。以下、「100年パスポート」と表記。

(資料)成年後見制度と民事信託の制度比較の補足 三井住友信託銀行の財産管理パンフレット②

知っておきたい! 自分に合った財産管理の方法



法定後見を活用する場合

元気がうちに判断能力低下 → 資金凍結 → 医療費等支払困難 → 支払い等に迫られ、家庭裁判所へ申立て → 後見人の選任 → チェック → 財産管理 → 監督人がいる場合

【図1】主な成年後見関係事件申立て動機

| | |
|------------|-------|
| 預貯金等の管理・解約 | 37.1% |
| 身上保護 | 23.7% |
| 介護保険契約 | 12.0% |
| 不動産の処分 | 10.4% |
| 相続手続 | 8.0% |
| 保険金受取 | 4.2% |

資金管理に困る方が最も多く、対策しておくことが重要です。

【図2】成年後見人等と本人の関係

親族 19.7%
親族以外 80.3%

【後見人の報酬】
月額2〜6万円 + 付加報酬

ご家族以外の方が、後見人に選ばれるケースが多く、費用も相応にかかります。

任意代理を活用する場合

元気がうちに家族を代理人に → 判断能力低下 → 代理契約に基づき家族が払出し → 金融機関によって取り扱いルールが異なる

トピックス 代理権の濫用

財産管理に関する包括的な代理人を指名することもできますが、代理人による横領など「代理権の濫用」に、十分留意する必要があります。

【問題となるケースの一例】

相続発生 → 相続人や親族から代理人への生前横領の疑い → 「本人のために使った」と説明しても疑いが晴れない → 争続発生

任意後見を活用する場合

元気がうちに任意後見契約 → 判断能力低下 → 契約発効のため家庭裁判所へ申立て → 自分が選んだ任意後見人が就任 → チェック → 財産管理 → 監督人

■任意後見人と任意後見監督人の関係

任意後見人は、家族に依頼できますが、任意後見監督人は家族以外の第三者(士業等)が選任されます。

任意後見人 (任意後見受任者) ← チェック → 任意後見監督人 (必ず選任される!)

後見人の報酬に加え、監督人の報酬がかかることに留意

信託を活用する場合

元気がうちに信託を設定 → 判断能力低下 → 信託契約に基づき家族が払出し

■民事信託(家族信託)の活用

資金以外の不動産等の財産の管理も可能です。民事信託の設定は、士業等に有償で依頼する旨がほとんどです。

■信託商品(100年パスポート)の活用

当社が資金を管理します。払い出し時には医療費等の使途をチェックし、請求書等も保管するため、本人の権利を守り、将来家族が揉めないための資金管理が可能です(払い出し時には別の家族による同意を必要とする設定も可能です)。

当社 ← 払い出し請求 → 家族 ← 同意 → 別の家族

◆使途のチェック ◆請求書等保管 → 払い出し

【出所】(図1・図2) 最高裁判所事務総局家庭部「成年後見関係事件の概況」(令和2年1月〜2月)より三井住友信託銀行作成。(後見人の報酬) 東京都家庭裁判所「成年後見人等の報酬のめやす(平成25年1月1日)より三井住友信託銀行作成。【生命保険に関して注意して頂きたい事項】本資料に記載されている、各種補償保険等の受取等について後見対象の資産変動等により損失が生じ、お受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。年金受給は遺言保険等、他ならびに投資信託・基金等の対象外であり、元本および利回りの保証はありません。お手続きに際しては、ご契約時にかかる費用(「相続契約(任意後見)」「遺言(任意後見)」「解約手数料等)」「その他費用」)がご負担となります。なお、上記の生命保険の手続き等の場合、お手続きについては、尚、投資信託・基金等によって異なりますので、必ずご確認ください。リスクおよび手数料等の詳細は、生命保険の契約締結前交付書またはお手続き用資料をよくご確認ください。尚、本「三井住友信託銀行株式会社 信託商品説明書(信託第49号)」に入会金「日本証券業協会、一般社団法人、日本投資顧問業協会、一般社団法人、金融情報取引業協会」【人生100年信託(100年パスポート)について】ご契約時およびご契約

期間中に所定の信託報酬がかかります。詳しくは、お問い合わせください。【本資料について】本資料は2021年6月現在の情報を基に作成しております。作成時点における法令その他の状況に基づき作成されており、今後の改正等により、取り扱いが変更になる可能性があります。本資料は情報伝達の一環として作成するものであり、その完全性・適合性に関して保証するものではありません。個別の法律・税務の取り扱い等については、弁護士、税理士等専門家に、最寄りの税務署にご相談ください。本資料の印刷複製、複写、転載はご遠慮ください。

https://www.smb.jp 三井住友信託銀行 検索 UD FONT 見やすく読みやすくなっているユニバーサルデザインフォントを採用しています。

【第二部】

III. 信託の基礎

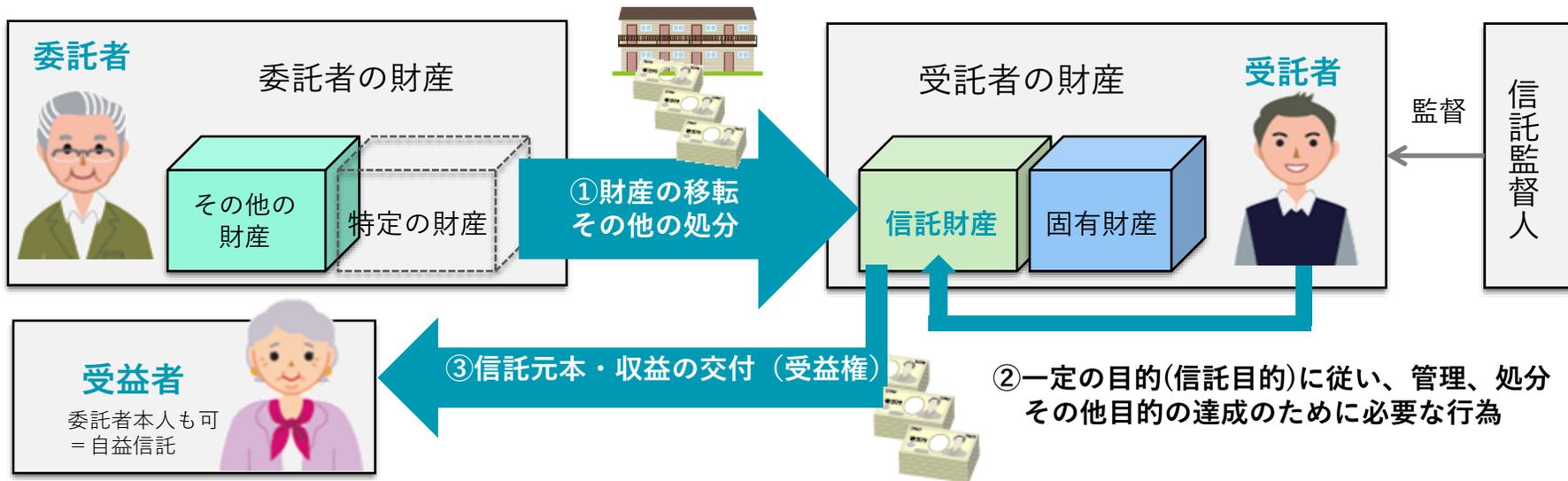
1. 信託とは
2. 信託における主な登場人物
3. 信託財産
4. 受託者の義務
5. 信託の倒産隔離機能

III-1. 信託とは

信託とは、**信**頼のおける人に、自分の財産を**託**す仕組み

信託とは、**委託者**が**信託行為**（信託契約、遺言、自己信託の方法）によって、信頼できる人（**受託者**）に対して、金銭や土地などの特定の**財産を移転**し、受託者は、委託者が設定した**信託目的に従って**、**受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分**等をする制度。

- 特徴**
- ① 財産の管理や処分を行うための法制度の一つ（信託法）
 - ② 財産の名義が変わる（委託者A→受託者B。不動産の登記も変更）
 - ③ 財産は、信託により、受益権に変化（受益者は実質的な所有者。転々とさせることも可能→受益者連続）
 - ④ 受託者は、信託財産について、管理や処分する権限を持つ（排他的権限）
 - ⑤ 受託者の任務遂行、権限行使は、信託目的に基づいて受益者のために行われる（柔軟な設計）
 - ⑥ 信託終了後の残余財産を誰に渡すかを定めることができる（遺言代用）



III-2. 信託における主な登場人物

| | 人物 | 当事者と方法 |
|-------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不可欠な当事者 | 委託者 | 信託を設定する者 |
| | 受託者 | 信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者 |
| | 受益者 | 受益権を有する者 |
| 残余財産の引継先 | 残余財産受益者 | 信託行為において残余財産の受益者と指定された者 |
| | 帰属権利者 | 信託行為において残余財産を帰属すべき者として指定された者 |
| 受益者保護のための機関 〔信託行為の定めにより設置可能〕 | 信託管理人 | (受益者が現に存在しない場合に) 受益者に代わって信託を管理する者 |
| | 信託監督人 | (受益者が年少者・高齢者等のため受益者が受託者を監督できないような場合に) 受託者を監督する者 (受益者と重疊的に監督) |
| | 受益者代理人 | (受託者を監督することが期待できない場合に) 全部又は一部の受益者のために、受託者等の免責を除き、受託者の権利に関する一切の裁判上・裁判外の行為をする者 (受益者に代理して権利行使) |

III-3. 信託財産

信託財産とは 受託者に属する財産であって、信託による管理又は処分をすべき一切の財産（信託法2条3項）。

1 金銭に見積もることができるもの

- ：金銭、有価証券、金銭債権、土地・建物・地上権等、動産、知的財産権（著作権・特許権等）等
- ×：生命・身体、名誉等

2 積極財産であること

- ×：債務（ローン）

信託行為に信託財産責任負担債務と定めたうえで、債権者の同意を得て、受託者による民法上の債務引き受けを行うことは可能

3 委託者から移転等ができる財産であること

- ×：預金債権（預金債権は譲渡禁止が一般的。債務者（銀行等）の同意を得るか、払い戻して金銭を信託）
- ×：議決権（議決権は株主権全体から切り離して移転できない性質の権利）

4 現存し、特定されているものであること

III-4. 受託者の義務

受託者は広範な権限（管理・運用・処分）を持つ。権限濫用・権限逸脱を防止するため、信託法上厳しい受託者の義務と責任が定められている。

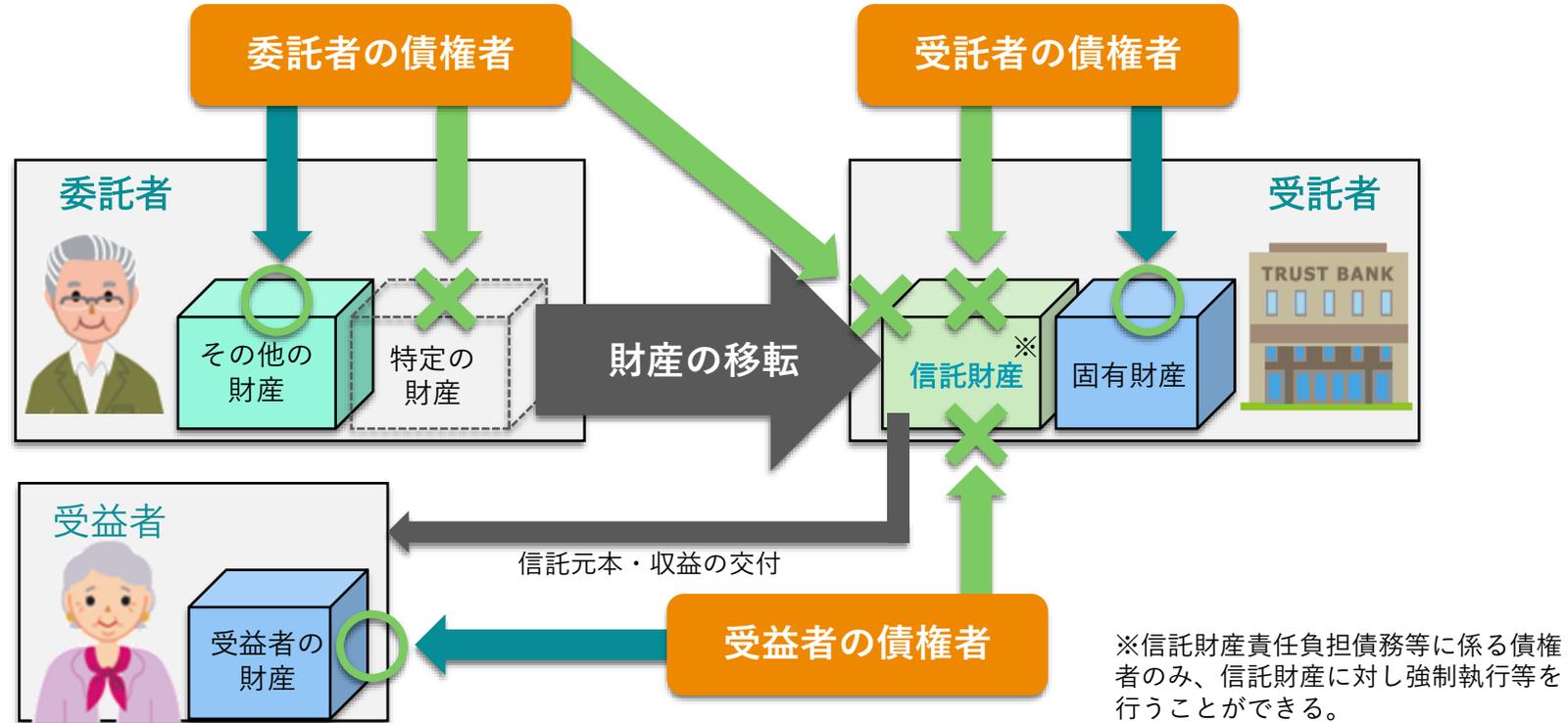
| 主な義務 | 概要 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信託事務遂行義務 | 信託の本旨に基づき、信託財産の管理・運用・処分、受益者への給付等を行わなければならない。 |
| 善管注意義務 | 善良な管理者の注意をもって信託事務処理をしなければならない。 |
| 忠実義務 | 利益相反行為の制限、競合行為の制限。 |
| 公平義務 | 複数の受益者がいる場合には公平に職務を行わなければならない。 |
| 分別管理義務 | 信託財産の独立性確保のため、信託財産と固有財産・他の信託財産と分別して管理をしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 『不動産等』：信託の登記又は登録 『株券不発行株式等』：信託財産に属する旨の記載・記録 『動産』：外形上区別できる状態で保管（金庫を分けて保管等） 『金銭、預金債権等』：計算を明らかにする方法（帳簿管理） |
| 帳簿等の作成・報告・保存義務 | 信託帳簿等の書類を作成・保存しなければならない（強行規定）。また、毎年1回、一定の時期に貸借対照表、損益計算書その他の書類を作成し（強行規定）、その内容について受益者に対して報告しなければならない（軽減・免除可能）。 信託に関する書類を、一定期間、保存しなければならない。そして、受益者の請求に応じて信託に関する書類を閲覧させなければならない。 |

損失てん補責任等

受託者がその任務を怠ったことにより、信託財産に損失が生じた場合または変更が生じた場合、受益者の請求により、受託者は**損失のてん補または原状の回復の責任を負う**。

III-5.信託の倒産隔離機能

信託財産は、委託者、受益者、受託者（固有財産）の各々が負担する債務の引当にならない。



信託法23条1項（信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等）

信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた権利を含む。略）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのものを除く。略）又は国税滞納処分（略）をすることができない。

IV. 相談案件からみる民事信託活用事例

IV-事例. 典型的な後見代替型・遺言代替型の信託

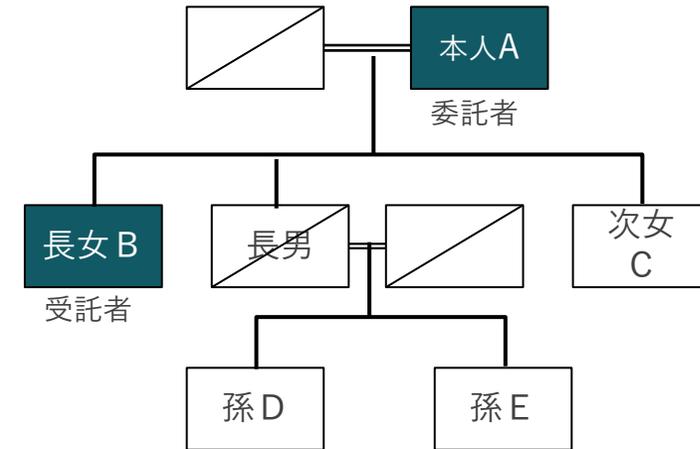
民事信託事例①

▶お客さま（委託者A：95歳女性、受託者B：長女65歳、相続人4人）

高齢に伴う判断能力低下に備える民事信託

（長女宅に独居の母親を引き取った案件）

- ★ 不動産等管理処分信託契約公正証書作成
- ★ 同時に遺言を作成し、各相続人の遺留分を確保
- ★ A信託受託者Bの普通預金口座開設



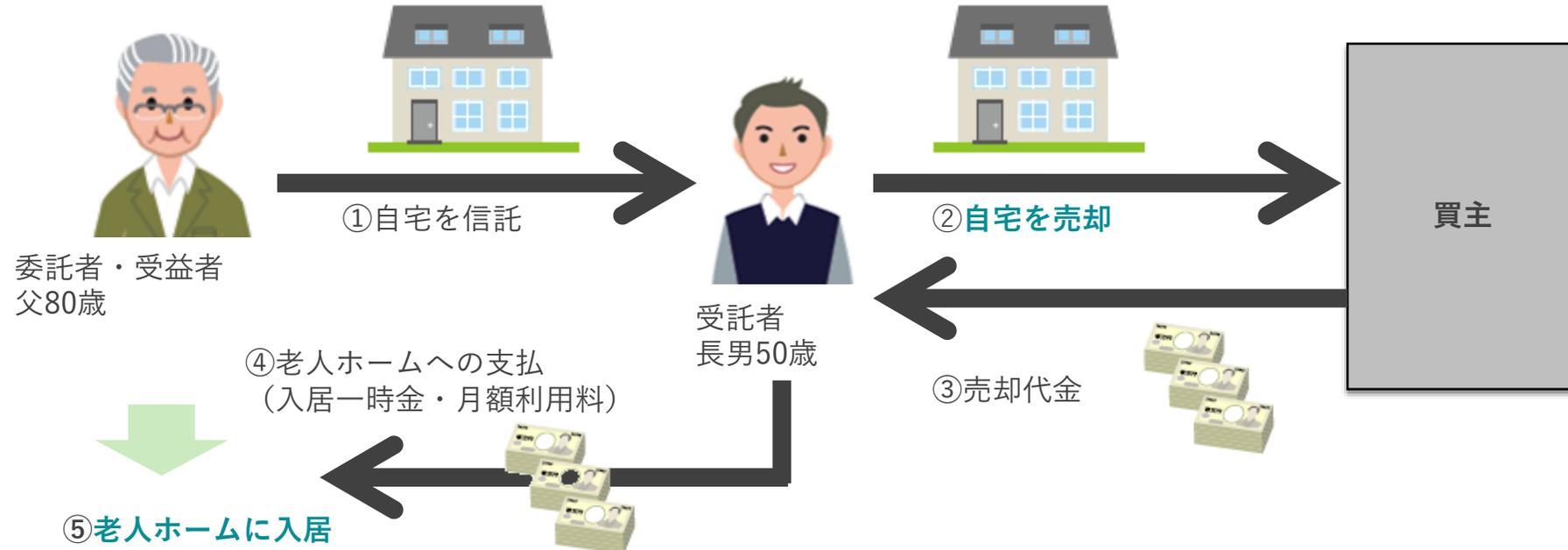
| | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信託の目的 | ・・・信託財産の管理運用および処分を行い、受益者らの幸福な生活と福祉を確保することとし、二次的に資産の適正な管理運用を通じて次代への円滑な資産承継を図ることを目的とする。 |
| 信託期間 | 次の事由により終了する。委託者の死亡・信託財産の消滅 |
| 信託の終了 | 信託期間の満了・その他法定の終了事由 他 |
| 信託報酬 | 受託者は委託者と協議の上、その同意を得て信託報酬を受け取ることができる。 |
| 残余財産の権利 帰属者等 | 本信託が終了した場合の残余の信託財産は次の者に次のとおり給付する。・・・ 委託者Aの死亡により信託が終了したとき、後記信託不動産は、長女Bへ現状有姿で引渡し、 ・・・金融資産は、まず次女Cに〇〇万円を給付した上で、残預金を次の者に次の割合で帰属させて給付する。 ①委託者の長女Bに10分の〇 ②委託者の次女Cに10分の〇 ③委託者の孫D、Eに10分の〇 |

IV-事例. 独り暮らしの親の実家の管理のための信託

- 将来、自宅の売却代金で老人ホームに入居したいが、
- 判断能力がなくなって、自宅の売却契約ができなくなるのが心配。

認知症に
なると

- 自宅の売却ができなくなる（不動産会社への仲介依頼・買主との契約ができなくなる）
- 銀行預金口座が凍結される（固定資産税の支払や生活費としての利用もできなくなる）

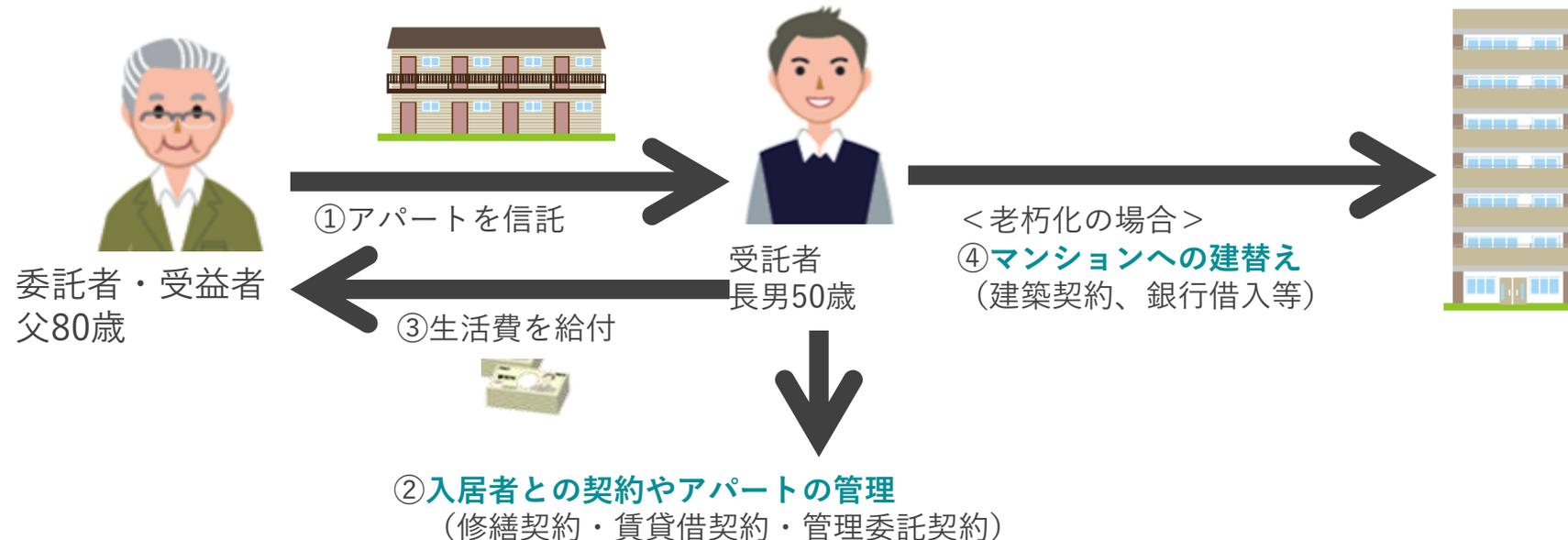


IV-事例. 高齢者アパートオーナーの資産管理のための信託

- 将来、判断力がなくなった後、アパートの入居者との契約や管理が心配。
- アパートも老朽化してきており、大規模修繕や建替えも必要なのに。

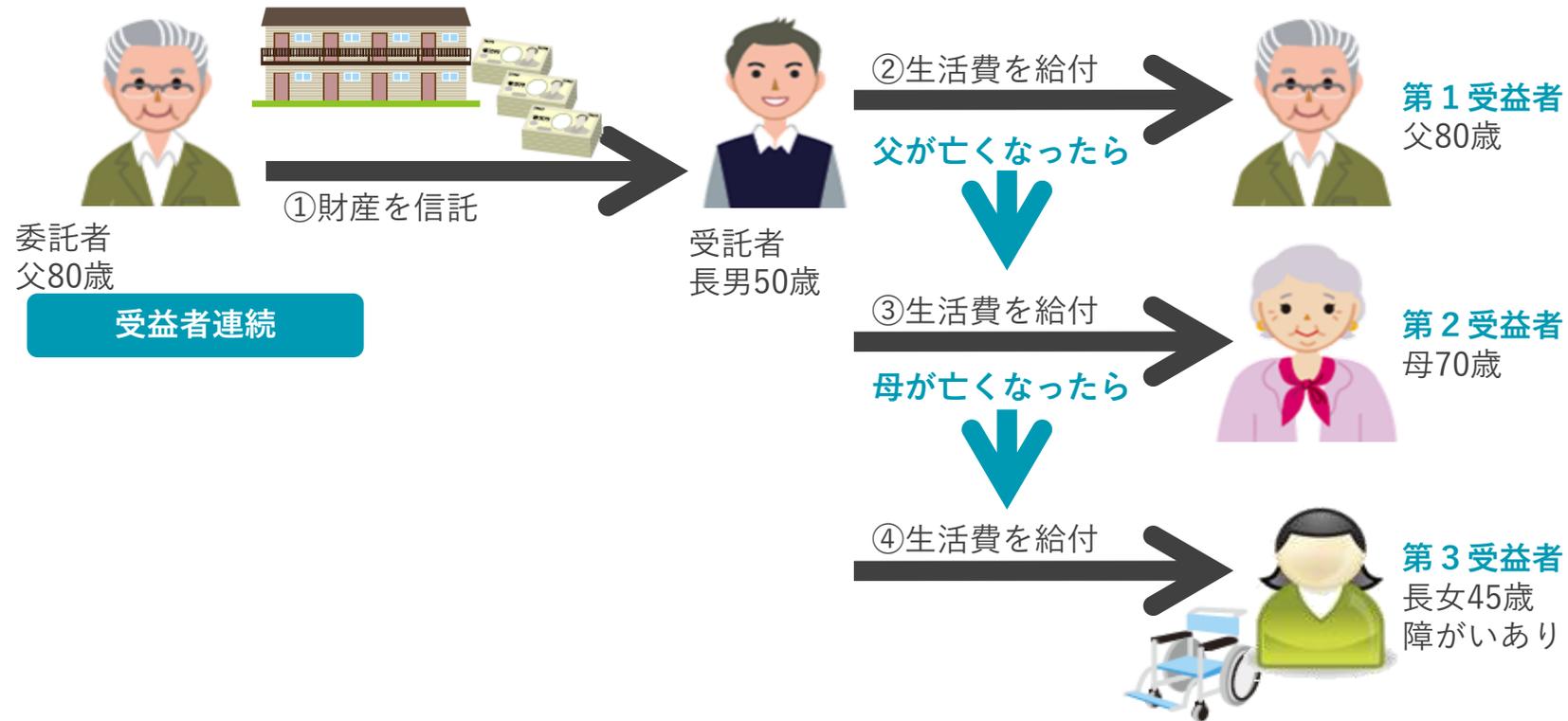
認知症になると

- 銀行預金口座が凍結される（管理費用の支払や生活費としての利用もできなくなる）
- 入居者との賃貸借契約を締結できなくなる
- 不動産管理会社との管理委託契約を締結できなくなる
- 大規模修繕ができなくなる（建築会社との契約を締結できなくなる）
- 不動産の売却や建替えができなくなる（不動産会社や建築会社等との契約ができなくなる）

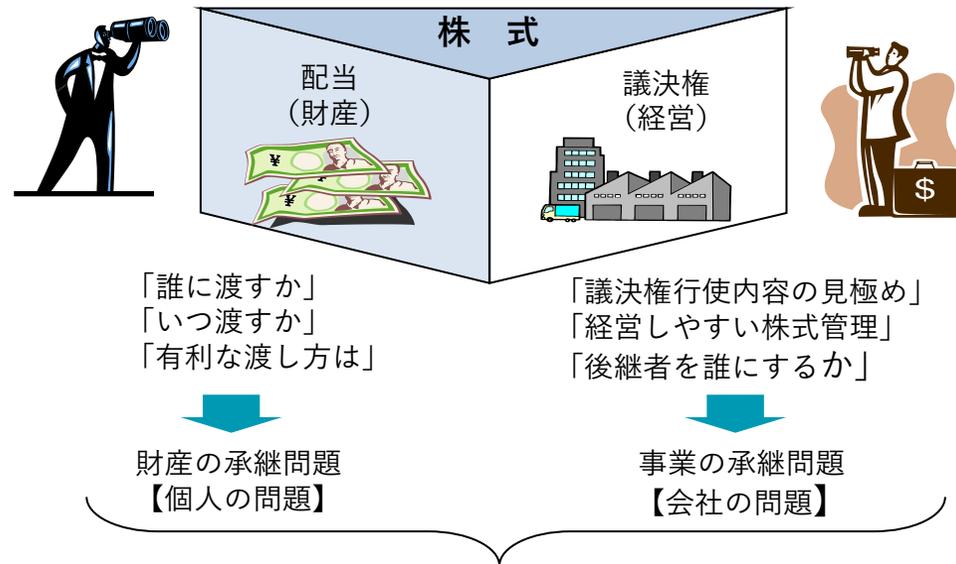


IV-事例. 障がいを持つ家族に財産を残すための信託

- 長女が障がいを持っており、自分では財産管理が難しい。
- わたしたち夫婦がともに亡くなった後、健全な長男に長女の生活を託したい

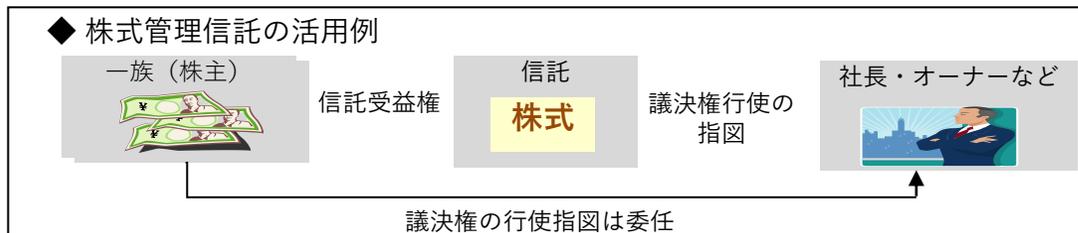


IV-事例. 信託の活用(株式承継)(1) ～創業家が保有する株式～



【(創業家出身の) 現役社長・オーナー】
【個人の問題】と【会社の問題】の両方に目配りする必要あり。

経営者が本来の経営課題に専念するための環境整備は重要
～創業家の【個人の問題】にも解決策を用意しておく必要～



- ① 株式は「単なる財産」という性格に加えて「会社経営の根源」という点で、他の財産種類と大きく異なる。
- ② 「財産承継」の相手やタイミングと「経営承継」の相手やタイミングが一致している場合には、株式承継の問題は特に発生しない。
- ③ 「財産は承継したいが経営は承継したくない」「経営は承継したいが財産は承継したくない」というように「相手やタイミング」が一致していない場合には、何らかの対策を検討する必要がある。
例) 「財産は(一族内で)散逸しているが議決権は集約したい」「一族内でも特定の者に株式を承継させたい。」等々。
- ④ 「財産」と「経営」を別々の相手やタイミングで承継したい場合に、信託スキームは有効な対策をご提供できる可能性がある。

IV-事例. 信託の活用（株式承継）（2）～生前贈与型～

【課題】

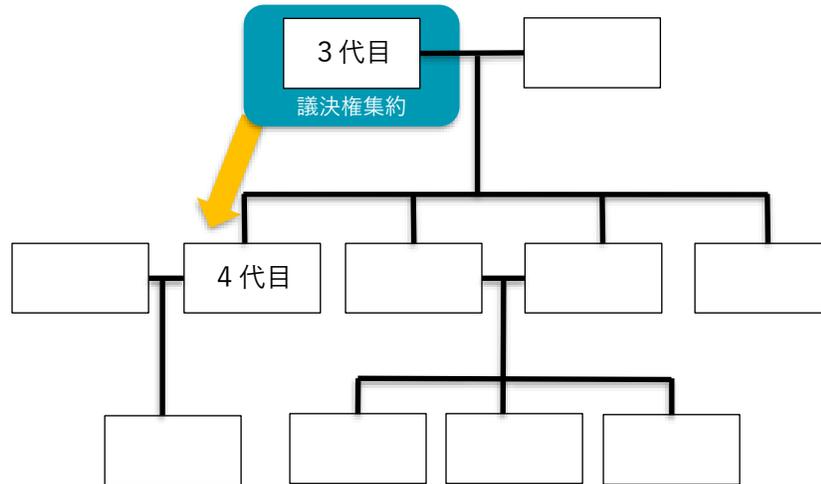
- 「財産権」は承継しつつ「経営権」は手元に残る仕組みが欲しい。
- 承継した財産も、承継人の意志だけで容易に費消・散財出来ないようにしたい。

【解決策】

- 4代目を受益者とする「生前贈与型」信託を設定。
- 3代目を「議決権行使指図代理人」に指定。
- 財産（株式や配当金）引出時は代理人の記名捺印を求める。

【シナリオ例】

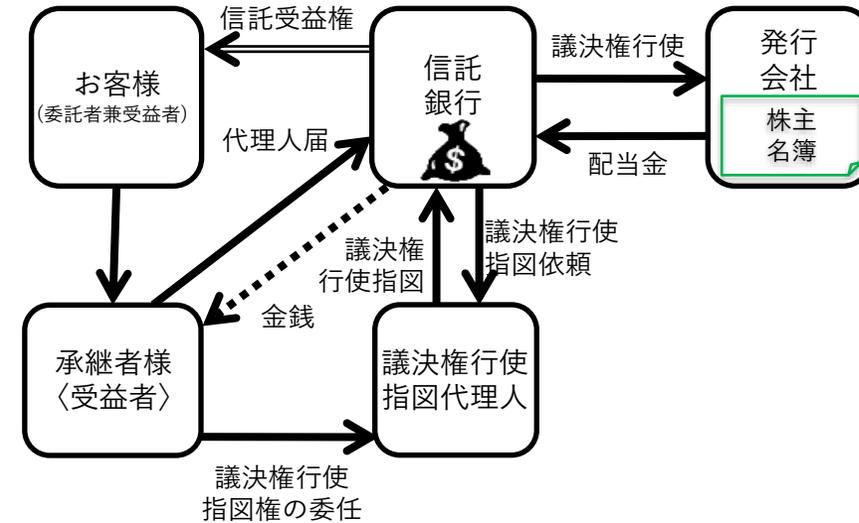
- ✓ 株式は、後継者に承継させていくことは決まっている。
- ✓ 出来るだけ株価が安い時点を見計らって前倒しで承継を進めたいが、経営を担わせるのはまだまだ時期尚早。
- ✓ 承継後の財産は将来の税金支払に備えて滞留させたい。



【目指す将来像】

財産権、経営権それぞれを、出来るだけ最適なタイミングで承継させていきたい。納税資金もしっかり確保させたい。

スキーム図



【ポイント】

- 財産権（受益権）と、経営権（議決権行使指図権）を、実質的に別々の人に帰属させる。
- 「私有財産の不当制約」に抵触しない信託スキームの工夫。

IV-事例. 信託の活用（株式承継）（3）～遺言代用型～

【課題】

- 相続発生時に、遺産分割整理協議の手続きに巻き込まれず、議決権を確実に行使させたい。
- 全資産の網羅が必要な遺言書作成は面倒、会社経営に関わる株式だけ承継者を定めたい。

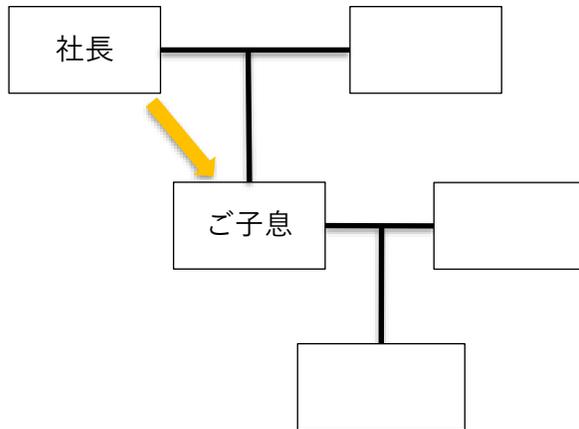


【解決策】

- ご子息を第二受益者とする「遺言代用型」信託を設定。
- ご子息が**受益権**を取得した際に、会社の雇われ社長を議決権行使指図代理人として指定する。
- ご子息が会社経営に携われる場合は、ご子息が議決権行使指図権を保有しつづける事も可能（議決権行使指図代理人を設定しない）。

【シナリオ例】

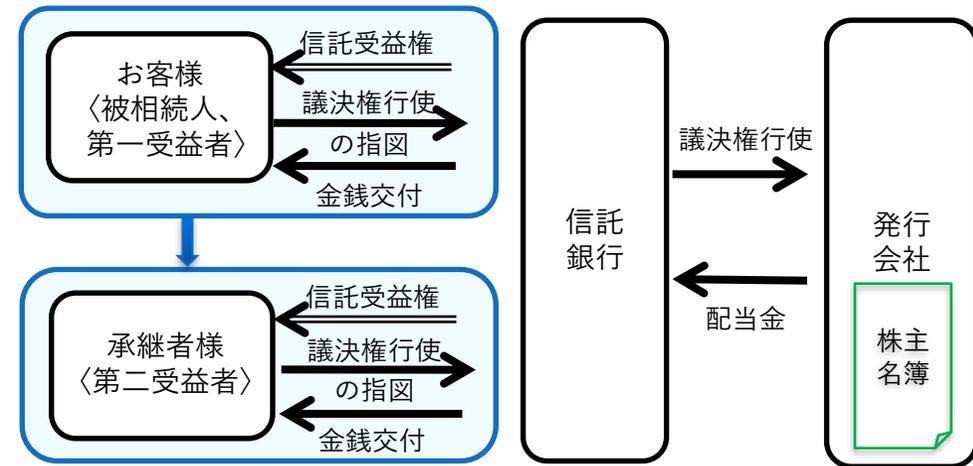
- ✓ 社長が一族内の大株主。
- ✓ 社長の生前中は、社長が経営権を握り続ける。
- ✓ 株式は、ご子息に承継させる事はきまっている。



【目指す将来像】

現時点での承継は考えておらず、相続時点で株式を承継させたい。

スキーム図



【ポイント】

- 財産権（受益権）と経営権（議決権行使指図権）を、実質的に別々の人に帰属させることも可能。
- 信託契約を変更する事により、第二受益者の変更が可能であり、公正証書遺言の変更に比べ、負荷が軽い。
- 法定相続人の間での遺留分侵害紛争回避のためにも、信託財産以外の財産は遺言で承継するのも有効な手段。

IV-事例. 信託の活用（株式承継）（4）～受益者連続型～

【課題】

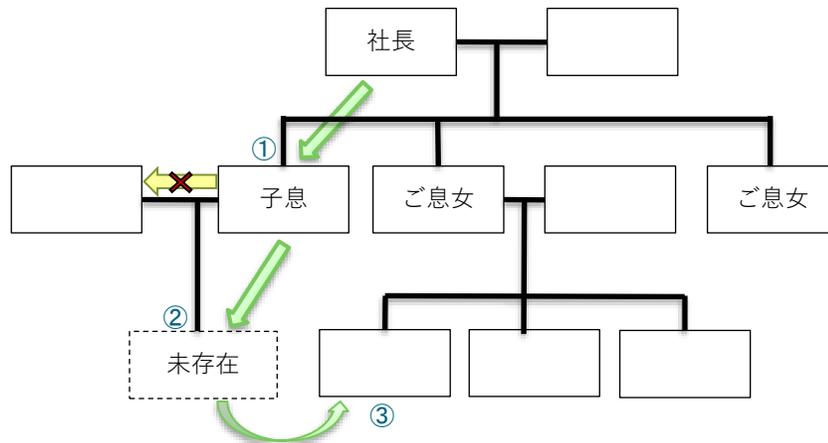
- 次の承継者だけでなく、“次の次”の承継者等、数代先まで承継者を予め決めておきたい。
- ご子息の死後、ご子息の妻等、直系以外の者に株式が承継される事態を回避したい。

【解決策】

- ご子息を第二受益者、お孫様（未存在）を第三受益者、甥ご様を第四受益者とする「受益者連続型」信託を設定。

【シナリオ例】

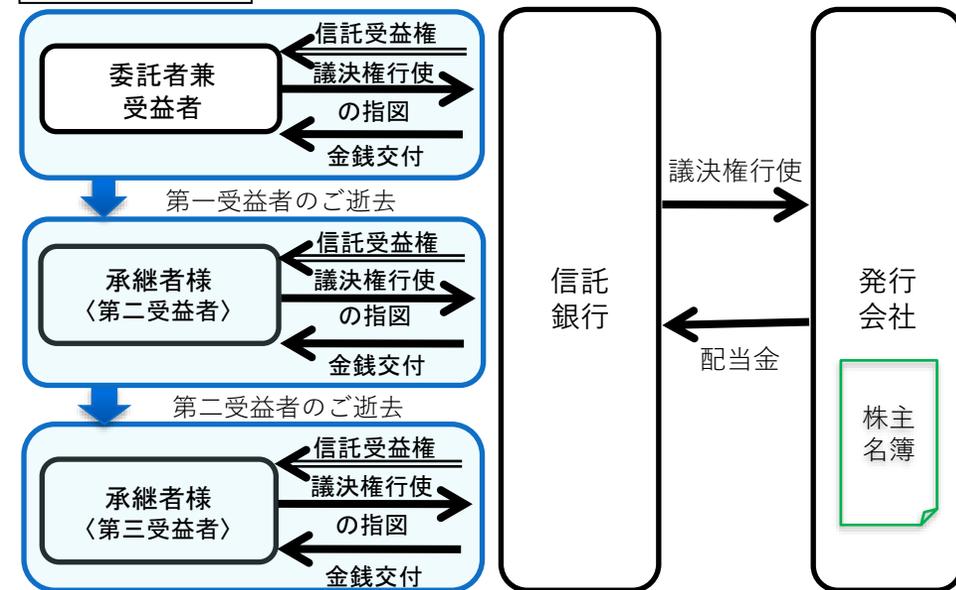
- ✓ 社長の子供は娘二人、ご子息一人。後継者はご子息とする。
- ✓ 株式は直系内で承継したい。
- ✓ ご子息にはまだ子供がいないが、生まれた場合はご子息の死後に株を承継させたい。
- ✓ 株式は直系内で承継したい為、ご子息の奥様への承継は回避したい。



【目指す将来像】

自分が亡くなった後の株式承継者を出来るだけ長期間、定めておくことで無用の混乱や争いを避けたい。

スキーム図



【ポイント】

- 遺言では指定できない、「次の次」以降の株式承継に係る内容を、信託契約で実現することが可能。
- 次順位の受益者が指定されている場合は、次順位の受益者に受益権を承継する債務が発生するため、受益者による解約を抑止する効果がある。
- 法定相続人間における遺留分侵害紛争回避のためにも、自社株以外の不動産等の財産については遺言を用いた承継を行う事も有効な手段。

V. まとめ

◆ 信託の特色

- 受託者が財産の名義人になる。
- 受託者が唯一の財産の管理・処分権限を持つ。
委託者・受益者が指図を行うこともある。
- 受託者は、受益者のために信託目的に従う。
- 受託者の権限濫用行為を牽制・抑止する各種義務がある。
- 信託財産の独立性があること。
- 特定の財産を中心とする法律関係である。

◆ 商事信託と民事信託

- 受託者を基準とすれば、信託銀行のように受託者が営業として引き受けるものを商事信託、家族等が引き受けるような商事信託に該当しないものを民事信託という。

V. まとめ

◆ 民事信託

メリット

- 成年後見制度・遺言制度の補完的機能（不動産の有効利用や借入、他の者のための信託も可）
- 公的監督なし（柔軟な設計）
- 本人の能力制限を伴わない。

デメリット

- 公的監督なし（濫用の恐れ）。
- 信託監督人・受益者代理人による監督が不十分である場合が多い。
- 適切に受託者義務を遂行することが可能か？
- 濫用事例（東京地裁平成30年9月12日判決 信託一部無効判決）

課題 公正証書の必須化。民事信託担い手の資格化等

留意事項

- 本資料は、当社内の所定の広告審査を経たものです。
- 本資料に基づく当社からの提案につきましては、貴社（あるいはお客さま）自らその採否をご判断ください。
- 本資料における当社からの提案を貴社（あるいはお客さま）が採用されない場合であっても、当社とのお取引について貴社（あるいはお客さま）が不利益な取扱いを受けることはありません。また当社は本資料における提案を貴社（あるいはお客さま）が採用されることを貴社（あるいはお客さま）とのお取引の条件とすることはありません。
- 本資料は作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料に含まれる提案を実行する場合、一定のリスク・手数料・諸費用等が発生する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本資料はコンサルティング業務の一環として提供するものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務相談、税務申告の代理、申告書作成等税務書類の作成に当たっては、貴社（あるいはお客さま）の弁護士、会計士、税理士、または格付機関等と、事前に十分にご相談頂くようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社もしくは執筆者の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料に記載された情報は機密事項であり、その権利は当社に帰属します。かかる情報は貴社（あるいはお客さま）や貴社（あるいはお客さま）の弁護士、会計士、または税理士等の専門家への相談のみに作成されており、貴社（あるいはお客さま）は当社の同意なく複製や第三者への開示を行うことは禁止されています。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、貴社（あるいはお客さま）が作成した写しは破棄されるものとします。貴社（あるいはお客さま）および当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日 2021年10月4日

当セミナーはUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社が主催いたしました。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社は所属信託会社である三井住友信託銀行の信託代理店、併営代理店として媒介を行います。代理行為を行うものではありません。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社で扱う金融商品には金利、通貨の価格、金融商品市場における相場、その他の指標にかかる変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあります。当該商品にお申込みの際は、契約締結前交付書面を十分にお読みください。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3233号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

資料をダウンロードして頂きますと

その他の事例についても

詳細をご確認いただけます

【第一部】 民事信託制度

【第二部】 民事信託活用事例